

## 船員の最低賃金(全国及び四国)

内航鋼船運航業及び木船運航業(サルベージ業に従事する船舶を除く。)				備考	
適用地域	適用する船舶	最低賃金額			
		職種	月額		
全国	鋼船(次に掲げるものを除く)	職 員	267,950円	R7.3.12	
	①平水区域を航行する鋼船	若年職員	251,500円		
	②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船	部 員 (経歴3年以上)	209,350円		
	③鋼製はしけ	部 員 (経歴3年未満)	200,050円		
四国	①平水区域を航行する鋼船	職 員	270,000円	R7.4.2	
	②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船	若年職員	253,450円		
	③鋼製はしけ	はしけ長	270,000円		
	④木船	部 員 (経歴3年以上)	211,400円		
		部 員 (経歴3年未満)	202,000円		

海上旅客運送業				
適用地域	適用する船舶	最低賃金額		備考
		適用船員	月額	
全国	①遠洋及び近海区域を航行する船舶	職 員	264,750円	R7.3.12
	②沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶(その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)	事務部職員	209,750円	
		部 員	201,900円	
四国	①平水区域を航行区域とする船舶 ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の船舶 ③沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの。	職 員	263,450円	R7.4.2
		部 員	197,000円	

かつお・まぐろ漁業				
適用地域	適用する船舶	最低賃金額		備考
		適用船員	月額	
全国	かつお・まぐろ漁業の用に供する漁船	1人歩船員	213,300円	R7.3.12

いか釣り漁業				
適用地域	適用する船舶	最低賃金額		備考
		適用船員	月額	
全国	いか釣り漁業の用に供する漁船 (※)	1人歩船員	203,300円	H26.12.20

沖合底びき網漁業				
適用地域	適用する船舶	最低賃金額		備考
		適用船員	月額	
四国	沖合底びき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員	191,800円	R6.4.4

大中型まき網漁業				
適用地域	適用する船舶	最低賃金額		備考
		適用船員	月額	
四国	大中型まき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員	203,300円	R6.4.4
	豊後水道海域 専ら豊後水道海域において操業する漁船	1人歩船員	199,300円	

(※) 「いか釣り漁業」は、最低賃金設定業種「大型いか釣り」に中型いか釣りを含む業種へ拡大。  
手続き中のため、従前の「大型いか釣り漁業」の最低賃金額を記載している。

※1. 備考欄に◎印のある業種は、交通政策審議会又は四国地方交通審議会からの最低賃金の答申の際、次のような要望事項が付記されている。

「航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。」

2. **若年職員**とは次表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、それぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者をいう。

海員学校(独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。)本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	4年
海員学校乗船実習科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	3年6月
海上保安学校本科	
海員学校インターンシップ課程(本科)	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(本科)	
海員学校専修科	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	2年
海技大学校(独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。)海技士科(三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校海上技術科(航海科、機関科)	6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海、機関)	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)の課程	2年
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(専修科)	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専修、機関専修)	

3 **部員の海上実歴**を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、他の高等学校卒業者については1年をそれぞれ海上実歴とみなす。

4. **1人歩船員**とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、一人歩、一人代その他の名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれらと同程度の船員をいう。

##### 5. 最低賃金に算入しない賃金

- (1)通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に応対する部分の能率給、歩合給等
- (2)夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3)臨時のに行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当等
- (4)予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつまれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5)1ヶ月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6)通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

お問い合わせ先

四国運輸局海事振興部船員労政課

電話 087-802-6817

※全国・四国以外の最低賃金については、各地方運輸局等に照会願います。